

Title	東アジアの「ヤルタ体制」
Sub Title	The "Yalta System" in East Asia
Author	添谷 芳秀(Soeya, Yoshihide)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.2 (1991. 2) ,p.32- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910228-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東アジアの「ヤルタ体制」

添 谷 芳 秀

I. はじめに

一、「冷戦」と「ヤルタ体制」

二、本稿の分析視角

II. 東アジアの「ヤルタ体制」

一、基本構造

二、「周辺」への影響

(一) 朝鮮半島

(二) 日本

III. 東アジアにおける「ヤルタ体制」の崩壊

一、基本構造の変動

(一) 概観

(二) アメリカの対ソ政策

(三) アメリカの対中政策

(四) 新しいアジア政策の模索

(五) 東アジアにおける「ヤルタ体制」の崩壊

二、「周辺」への影響

(一) 朝鮮半島

(二) 日本

IV. おわりに

I. はじめに

一、「冷戦」と「ヤルタ体制」

一九八九年（以下、年号は西暦下二桁で表す）一月のベルリンの壁開放に象徴されるソ連・東欧の国際関係の変動、および八九年一二月の米ソ首脳による「マルタ会談」以降、「冷戦」は終焉し、「ヤルタ体制」は崩壊したとする議論が盛んである。確かに対立的米ソ関係を主軸とする戦後国際秩序は、今日根本的な変化をとげた。しかし、「冷戦の終焉」、「ヤルタ体制の崩壊」の議論が、戦後の国際関係に何か重要な変化が生じたという「緊迫感」を伝えてはいるものの、何がどう変わったのかに関しては極めて曖昧にされたままである。このことは、ひとつには、「冷戦」と「ヤルタ体制」という概念が、蔽密に検討されないままに、同一の意味を持つものとして使用されていることに起因する。これらの概念は、戦後国際政治の基本構造の変遷、および今日の国際政治構造の変動を正しく理解するためにも、今後蔽密に考察される必要がある。その概念定義について議論することが本稿の目的ではないが、「冷戦」、「ヤルタ体制」は、共に戦後国際政治の基本構造を表す概念である一方で、それらは必ずしも同じ意味を持つものではないことは、指摘しておく必要がある。すなわち本稿は、「ヤルタ体制」とは、ヤルタ会談当時の連合国間の合意事項が実行に移されることにより成立することが（特にアメリカによって）期待されていた戦後国際秩序を指し、「冷戦」とは（おそらくアメリカもソ連も）ヤルタ会談当時は想定していなかった対立が米ソの間に生じることによって生まれた、二極化された国際関係の構造を指す、と考える。

「冷戦」と「ヤルタ体制」を同一視する議論は、ヤルタ会談当時既に米ソ対立が運命づけられていたことを議論の前提にしている。しかしこの議論は、国際協調を重要な原則として戦後構想が考えられていたヤルタ会談当時から、

その戦後構想の挫折である「冷戦」の発生に至る時期、すなわち国際政治が極めて流動的で、戦後国際秩序の行方を決めるのに最も重要であった時期の国際政治の展開を見落とすという、重大な欠陥を抱えている。その意味で、「冷戦」にまつわる議論は、国際秩序としての「ヤルタ体制」の構造、その推移を綿密に考察することから始められる必要がある。本稿は、東アジア⁽¹⁾における「ヤルタ体制」を考察対象にした、その初歩的な試みである。

二、本稿の分析視角

本稿が東アジアの「ヤルタ体制」について再考しようとするのは、上述のような国際政治研究の課題に答えようとする⁽²⁾ことと合わせて、一国の外交・対外関係を国際関係の基本構造の変遷のなかに位置づけようという、方法論上の関心にも基づいている。国際関係の基本構造を、「特定の国際秩序観、秩序構想を持つ国家が、その秩序を實現・維持すべく実施する対外政策と、その対外政策に対する他の諸国家の対応との間の相互作用のなから生まれる国家間関係の構造」と定義すると、第二次世界大戦終了当時、戦後国際政治経済秩序に関して明確な構想を持ち、戦後国際関係の基本構造が形成される過程で決定的な役割を果たした国は、アメリカであった。そしてアメリカの国際秩序構想において東アジアで重要な位置を占めていたのが、ソ連と中国であった。具体的には、第二次世界大戦中にその輪郭が同意され、ヤルタ会談において定式化された戦後東アジアの国際関係の基本構造、すなわち東アジアにおける「ヤルタ体制」は、米ソ協力関係の維持、安定勢力としての中国の出現を二つの柱としていた。

この東アジアの戦後構想は、第二次世界大戦中にローズベルト米大統領が抱いていた「四人の警察官」による世界管理構想の延長線上に位置するものであり、そこではアメリカ、イギリスと共に、ソ連と中国を大国として扱い、それら四か国間の協調関係を推進する一方で、世界秩序の「攪乱者」である枢軸国は徹底的に弱体化し、戦後国際秩序

における「主体」としての能力を除去しようとする意図が込められていた。換言すれば、アメリカ、ソ連、中国が、戦後東アジアの国際関係の基本構造における「中心」であったとすれば、当時の日本（および別の意味で朝鮮半島）は、その「周辺」であったともいえる。本稿は、その国際関係構造の「中心」をめぐる国際関係の展開が、「周辺」の運命をいかに大きく左右したかを考察するものである。

いうまでもなく、この「中心」、「周辺」という区別に価値判断は一切含まれない。そこにあるのは、国際秩序構想を持ち、その成立のためのコストを担う能力と意志を有する大国が国際関係の基本構造を作る主体となり、それ以外の国家の対外関係はその基本構造の在り方に多かれ少なかれ重要な影響を受ける、という現実だけである。（その「中心」と「周辺」の立場が永久に不変であるわけではないこと、これまたいうまでもない。）この観点から戦後東アジアの国際関係を振り返ってみると、米中ソ関係の変動にその戦後の運命を決定的に左右されたのが、朝鮮半島と日本であった。

ちなみに、一国の外交・対外関係を説明するのに、その国内的源泉を重視するのか、あるいは国際的源泉を重視するのかに関する問題は、長いこと国際政治研究の議論的であった。⁽³⁾ここでその詳細な紹介をする紙幅はないが、それらの異なったアプローチに認められる共通の特徴は、一国の外交・対外政策に影響を与えると考えられるいくつかの要因を強弱関係、重要度の違いでランク付けしようとする傾向である。しかしながら、相互依存の深化が明白な国際環境における各国の外交・対外関係が、構造的にもイッシューの面からもますます複合化しているなかにおいて、外交・対外関係の国内的源泉、国際的源泉は、どちらがより重要かではなく、その双方がどのように相互に作用し合っているかという問題意識がますます重要になってきている。⁽⁴⁾本稿が一国の外交・対外関係の国際的源泉を強調するのは、国内的源泉を軽視するためではもちろんなく、そうしたバランスのとれた考察の必要性を強く認識するからに他ならない。

国際関係が流動的であるときにこそ、その基本構造を冷静に見据える視点が求められる一方で、そうしたときほど

各国の国益があらゆるさまに表面化するときもなく、したがって各国の国内事情に基づいた主張が安定的国際秩序の創出という要請と衝突しがちである。国際関係のひとつの大きな逆説といわざるを得ないが、研究者といえども時代が規定する環境から自由にはなり得ないという現実のなかで、おうおうにして国内的論理に引きずられがちなきほど、一国の外交・対外関係の国際的源泉の重要性を確認する必要性が高いときもなないように思われる。

Ⅱ．東アジアの「ヤルタ体制」

一、基本構造

東アジアにおける「ヤルタ体制」（以下、単に「ヤルタ体制」とする）とは、四五年二月に米英ソ連合首脳間で開催された「ヤルタ会談」における東アジアに関する合意事項が、戦後東アジアで実現した場合に成立することが予想されていた国際秩序のことをいう。⁽⁵⁾ その基本構造を決するうえで決定的に重要であったのが、米中ソ関係、より具体的にはアメリカの対ソ政策、対中政策と、それに対する中ソの対応であった。ヤルタ会談当時のアメリカの対ソ、対中政策の基本原則は、米ソの協調であり、アジアの国際関係の安定勢力としての中国の創出であった。これらの政策は、第二次世界大戦中一貫した政策であり、ヤルタ会談で取り交わされた「ソ連の対日参戦に関する協定」（一般的に「ヤルタ秘密協定」、「極東秘密条項」などとも呼ばれている）にその基本原則が集約されている。その全文は以下のとおりである。⁽⁶⁾

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及び英国の指導者は、ドイツ国が降伏し且つヨーロッパにおける戦争が終結した後二箇月又は三箇月を経て、ソヴィエト連邦が、次の条件で連合国側において日本国に対する戦争に参加することを協定

した。

一 外蒙古（蒙古人民共和国）の現状は維持する。

二 千九百四年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシア国の旧権利は、次のように回復される。

(イ) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての島を、ソヴィエト連邦に返還する。

(ロ) 大連商港を国際化し、この港におけるソヴィエト連邦の優先的利益を擁護し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦の海軍基地としての旅順口の租借権を回復する。

(ハ) 東清鉄道及び大連に出口を提供する南滿洲鉄道は、中ソ合弁会社を設立して共同に運営する。但し、ソヴィエト連邦の優先的利益は保障し、また、中華民国は、滿洲における完全な主権を保有するものとする。

三 千島列島は、ソヴィエト連邦に引渡す。

前記の外蒙古並びに港灣及び鉄道に関する協定は、蔣介石總統の同意を要する。大統領は、スターリン元帥からの通知により、この同意を得るために措置を執る。

三大国の首班は、ソヴィエト連邦のこれらの要求が日本国の敗北した後に確実に満足されることを合意した。

ソヴィエト連邦は、中華民国を日本国の束縛から解放する目的で、自国の軍隊によりこれに援助を与えるため、ソヴィエト社会主義共和国連邦と中華民国との間の友好同盟条約を中華民国国民政府と締結する用意があることを表明する。

この「ソ連の対日参戦に関する協定」の当時の核心が、ソ連の対日参戦の確保にあったことはいうまでもない。⁽⁷⁾しかし、そこに明文化されたヤルタにおける米ソの「取り引き」は、戦後生まれるべき東アジアの国際秩序の在り方を大きく左右する内容を含んだものであった。そのひとつは、お互いの勢力圏に関する暗黙の合意を前提とする米ソ協調の枠組の安定化であり、もうひとつは、ソ連による蔣介石・国民政府の承認であった。ヤルタ会談当時の駐ソ大使ハリマンが、五一年の上院の公聴会で、ローズベルト大統領はヤルタ秘密協定により、「東アジアにおけるソ連の拡張を制限し、国民党政府に対するソ連の支持を取り付けること」を狙った、と証言したことは、そのことを端的に現している。⁽⁸⁾

すでにヤルタ会談で明かになったソ連の拡張主義的行動を、「冷戦」勃発の唯一最大の要因とする発想には、歴史の後知恵的要素がみられる。なぜならば当時のアメリカは、ソ連の拡張主義的傾向に気づいていながらも、そうしたソ連の行動は通常の外交交渉により対処可能であると考えており、米ソ協調の原則と矛盾するとは考えていなかった。その意味で、「ただソ連の勢力伸展をなすがままに見逃すのではなく、これができる限り米ソ協調の枠組の中に入れて、戦後アジア大陸の安定に寄与したい、という構想がヤルタ秘密協定を生み出した」とする指摘は妥当である。すなわち、樺太、千島、中国東北地区におけるソ連の利権拡大を認めると同時に米ソ協調体制を維持し、太平洋、日本をアメリカの影響力下に入れることのソ連の暗黙の了解を得ることによって、米ソ協調という「ヤルタ体制」のひとつの柱が成立したのであった。

「ヤルタ体制」のもうひとつの重要な柱は中国であった。アメリカの構想では、中国はアメリカ、ソ連、いずれの勢力圏にも入らず、アジアの安定勢力として独立することが期待されていた。特にローズベルト大統領は、「従来の日本に代わって中国はアジアの大国となり、アジアの安定も米英ソ中間の何らかの提携を通して維持されていくようになるであろう」という漠然とした「中国大国論」を抱いていた。¹¹⁾ ソ連が蔣介石・国民政府を認めたヤルタ秘密協定は、「ソ連が中国共産党と協調してアジアの勢力均衡を崩すことを防ぐ試みであった」との解釈が成り立つのもその意味においてであり、ソ連が蔣介石・国民政府を認めたことは、アジアにおける安定勢力としての自主独立の中国を実現するための重要な要件であった。

こうして、米ソが互いの勢力圏を確認し、中国の位置づけについて了解を成立させることにより、東アジアにおける勢力均衡の構図を安定化させ、外交上の懸案事項は米ソの協調を柱とする米英中ソの協力関係のなかで処理することを狙ったのが、東アジアにおける「ヤルタ体制」の輪郭であった。この体制は、国連における五大国を中心とした集団安全保障体制による国際秩序維持構想と同じ原則に立つものであり、これが実現をすれば、戦後国際秩序は大国

の協力関係の推進により安定が維持されるはずであった。

二、「周辺」への影響

(一) 朝鮮半島

ア、信託統治構想

日本が敗北した後の朝鮮問題は、「ヤルタ体制」の原則にしたがって、その国際的枠組を壊すことのないよう取り扱われた。そのためにアメリカが準備した戦後朝鮮構想は、信託統治構想であった。ローズベルト大統領は、早くも四二年三月二七日に、ホワイトハウスでイギリスのイーデン外相と会見した際に、朝鮮をアメリカと中国および他の一ないし二カ国による国際信託統治下に置くことになるかもしれないとの構想を明らかにしていた。⁽¹³⁾

第二次世界大戦終結後の朝鮮の独立に関して記した戦時の公式文書は、四三年一月二七日にローズベルト、チャーチル、蔣介石の米英中三首脳により署名されたカイロ宣言が唯一のものである。同宣言は、朝鮮の独立に関し「前記の三大国は、朝鮮の人民の隷属状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」とうたった。カイロ宣言で朝鮮に関し問題とされるのは、「やがて(in due course)」という語句である。つまり、連合国三首脳は「朝鮮を自由独立のものにする決意」は表明したものの、朝鮮の解放即時独立を認めようとはしなかったのである。その後には、アメリカの信託統治構想が潜んでいた。⁽¹⁵⁾ 大統領補佐官ホプキンスが起草したカイロ宣言の草案には、「due course」という表現は見当たらず、「at the earliest possible moment」(できるだけ早期に)という表現がみられる。これが一度ローズベルトの手によって「at the proper moment」(適当な時期に)に修正されたが、どのようにして宣言の最終的表現に落ち着いたのかは定かではない。しかし、いずれにせよ、この表現の背後には、ローズベルトが好んだ信託統治構想が流れていたといわれる。⁽¹⁶⁾

ローズベルトは、カイロ宣言署名後、チャーチル、スターリンとの三者会談のためテヘランに赴いた。一月二八日のスターリンとの会談において、ローズベルトは、フィリピンの例に言及しながら、朝鮮は「四〇年間の後見制のもとに置かれるべきである」とし、スターリンはこれに同意した。⁽¹⁷⁾これは、朝鮮の独立問題、および信託統治構想についてのスターリンの最初の言質となった。

朝鮮問題が次に連合国首脳の間で討議されたのは、四五年二月四日から開催されたヤルタ会談においてであった。同会談で朝鮮の戦後処理についての明文化された合意は存在しないが、二月八日のスターリンとの個別会談の席上で、ローズベルトは朝鮮の信託統治問題に言及した。ローズベルトは、ソ連、アメリカ、中国の三国による信託統治の考えを明らかにし、期間については再びフィリピンの例をひきながら「朝鮮の場合には二〇年から三〇年ほどの期間でよいかもしれない」と述べた。スターリンは、その期間は短ければ短いほどよいと答え、イギリスも朝鮮の信託統治に加わるべきだとの意見を明らかにした。また両者は、朝鮮に外国軍隊を駐留させないことで同意した。⁽¹⁸⁾

後に米ソ間に「冷戦」が発生し、その結果朝鮮半島の分断という悲劇がもたらされたという事実から評価すれば、ヤルタ会談において米ソ首脳が朝鮮の信託統治構想について確認したこと、ソ連の対日参戦が確定したということは、「朝鮮におけるソ連の活動が実際に避けられないものとなった」⁽¹⁹⁾ことを意味している。しかし「冷戦」以前の「ヤルタ体制」の論理からすれば、「中国大国論」および米ソ協調主義の原則の下に「ヤルタ体制」が確立され、その枠組のなかでの朝鮮問題の処理が確認されたことが重要であった。

ローズベルトが「中国大国論」を信奉し、それが朝鮮の信託統治構想と密接に関連していたことは、すでにいくつかの研究が明らかにしている。⁽²⁰⁾すなわちローズベルトは、中国を朝鮮半島におけるひとつの被信託国とすることに よって、中国に戦後世界を管理する「四人の警察官」の一人としての役割を具体的に担わせようとしたのである。こうした大国支配的な思考に加え、信託統治構想の思想的背景として重要なのが、国際協調主義であった。アメリカは戦

後、太平洋島嶼諸国において信託統治を実施するが、これは日本軍が敗退した後の太平洋における空白は当然アメリカによって埋められるべきであることを主張するアメリカ海軍と、「大西洋憲章」にうたわれた国際主義的立場を重視するローズベルトの立場を共に包摂するものとして、「太平洋の基地問題を解決する理想的な手段」であると考えられ、かつ「国際主義的戦後構想の一角」としてとらえられたものであった。朝鮮における信託統治構想も、同様な思想的背景を有しており、それゆえ米ソの協調が原則とされたのであった。²¹⁾

このようにアメリカが「中国大国論」、米ソ協調主義の実戦の場として朝鮮半島をとらえていたことは、朝鮮半島の国際政治的位置づけを考える上で極めて興味深い視点を浮かび上がらせる。それは、朝鮮半島が地政学の言葉でいう「緩衝地帯」の位置にあり、「ヤルタ体制」という国際政治の枠組のなかで、地理的にも戦略的にも米中ソ三国の間に位置するデリケートな地域であったことと密接に関連している。²²⁾

ローズベルト大統領のブリーフィング・ペーパーとしてヤルタ会談の前夜作成された國務省の文書はそのことを端的に反映していた。²³⁾ 朝鮮の信託統治に参加すべき連合国について論じた同文書は、中国とソ連が地理的に朝鮮に隣接する国であること、および両国が伝統的に朝鮮に対する利害を有していることを指摘し、朝鮮の信託統治に対するソ連の参加を肯定していた。ヤルタにおける二月八日のローズベルトとの会談でスターリンが、信託統治構想に同意し、戦後朝鮮構想における「単独行動の否定（＝共同行動）の原則」²⁴⁾を確認したこと、および朝鮮に外国軍隊を駐留させないことに同意したことは、朝鮮の戦後処理に関して米ソの間に共通の認識基盤が存在していたことを示していた。こうして戦後の朝鮮問題は、朝鮮に隣接し朝鮮問題に伝統的利害を有するソ連と中国を排除することなく、「ヤルタ体制」の定める枠組のなかで処理されることになったのである。

イ、対ソ警戒心の萌芽と朝鮮問題

しかしながら、四五年四月のローズベルトの死去にともないトルーマン政権が誕生するころになると、東欧におけ

るソ連の行動から、朝鮮におけるソ連の態度に対する懸念が生じ始めた。六月二二日に國務省で準備された政策文書は、約三〇万人の朝鮮人がシベリアにおり、その内二万人から三万人はソ連陸軍に所属していることを明らかにし、ソ連が彼らを利用してソ連に友好的な体制を朝鮮に確立するかもしれないと警告した。⁽²⁵⁾ また、陸軍長官のスティムソンも、ソ連が朝鮮人よりなる部隊を朝鮮に投入する計画であるとの情報を得ていることを明らかにし、たとえ朝鮮で信託統治が行なわれても、それら朝鮮人による部隊を利用してソ連の支配する地域的政府が樹立されるであろうし、それはポーランド問題が朝鮮に移植されるようなものだ⁽²⁶⁾と述べた。さらに、ポツダム会談用に作成されたブリーフィング・ペーパーも、ソ連が、満州、中国全土、および朝鮮に友好的政府を樹立する可能性に対する対処の必要性を主張した。⁽²⁷⁾

朝鮮半島に「三八度線」が初めて人為的に引かれたのは、まさにこうした対ソ警戒心がアメリカ内部で頭を持ち上げつつあるときであった。⁽²⁸⁾ 三省調整委員会による日本軍降伏受理についての検討会議は、八月一〇日から一日にかけて徹夜で行なわれた。バーンズ國務長官は、できるかぎり北で日本軍の降伏を受理するよう提案し、軍部は、アメリカの軍事的能力を越える提案をソ連が受け入れる見込みは薄いのでスピードこそが問題の核心である、との考えを示した。さらなる検討の結果、米ソによる日本軍降伏受理の境界線として朝鮮半島上の「三八度線」が提案されたが、アメリカ軍の軍事能力は越えるがアメリカの責任地域に朝鮮の首都を含めることが重要である、というのがその理由であった。⁽²⁹⁾

この朝鮮半島の「三八度線」が初めて公にされたのは、四五年九月二日、各地の日本軍が降伏すべき連合軍を指示した「一般命令第一号」が発せられたときであった。そのソ連関連部分は、日本軍に対して次のように命令していた。

満州、北緯三八度線以北の朝鮮、樺太及千島諸島に在る日本軍の先任指揮官並に一切の陸上、海上、航空及補助部隊は「ソウイェト」極東最高指令官に降伏すべし。⁽³⁰⁾

後にトルーマンは、「三八度線」の設定は、日本軍の急激な崩壊が朝鮮に真空地帯を生みだしたことに對する実質的な解決措置であり、スターリンがすでに朝鮮の信託統治構想に同意していることから、「三八度線」の設定は単に日本軍の降伏を受け入れるためのものに過ぎず、その後には半島全域にわたり共同統治が行なわれるはずであった、と回想している。⁽³¹⁾しかしながら、上述の三省調整委員会における「三八度線」設定の経緯は、そこにソ連に対する政治的配慮が働いていたことを示している。

さらに、当時のアメリカの朝鮮半島における軍事計画、および朝鮮半島をめぐる軍事情勢からすれば、朝鮮半島全域をソ連の軍事的活動領域とすることがむしろ論理的ですらあった。ポツダム会談当時アメリカは朝鮮への陸軍の投入は全く考えていなかった。アメリカにとっての当面の目的は、六月一八日に大統領の承認を得た、十一月一日を實施予定日とする九州上陸作戦（オリンピック作戦）であり、朝鮮に対する作戦はその後考慮されるべき問題であった。⁽³²⁾そして、日本の「ポツダム宣言」拒否、広島、長崎への原爆投下の後対日参戦したソ連は、急速に朝鮮半島を南下（しかし「三八度線」で停止）したのである。

それでは以上のようなアメリカにおける対ソ不信の芽生えは、米ソ協調をひとつの柱とする「ヤルタ体制」の枠組のなかでどのように理解できるであろうか。後に米ソ対立が先鋭化した事実から振り返ってみれば、これを東アジアにおける米ソ対立の始まりと位置づけることは可能であろう。しかしながら、ソ連が、八月下旬には「三八度線」に達し、軍事的には朝鮮半島全域を占領することが可能であったにもかかわらず、アメリカの提案を受け入れ「三八度線」で軍事活動を停止したことは、何を意味するのであるか。「三八度線」誕生の目撃者である当時のラスク國務次官補は、ソ連が「三八度線」を受け入れたのには多少驚かされたと同顧する。⁽³³⁾また、ソ連がそれを受け入れたのは、朝鮮で同意することによって日本占領に参加する機会を得ようとしたからであるという推測も存在する。⁽³⁴⁾しかし、東アジアの「ヤルタ体制」という枠組のなかでみれば、ソ連が「三八度線」を受け入れたことにより、テヘラン会談以

来アメリカとの間で合意され、ヤルタ会談で輪郭が確認された朝鮮の信託統治構想を、実行に移す意志を示したことが重要であろう。そして、対ソ警戒心が生まれつつあるなかにおいても、この基本的枠組を修正する意図はアメリカ側にも全くなかったのである。

こうしたなかで、四五年一月一日より二七日まで、バーンズ、ペバン、モロトフの米英ソ三国外相による外相会議がモスクワで開催され、連合国が当面する戦後処理問題の一環として朝鮮問題も討議された。同会議は、ソ連紙が「今次会談の成果は爆弾の効果がある」と報じ、ロンドン・タイムズが「連合国の永き将来を緊密化した」と論じたように、極めて友好的な雰囲気が進められた。⁽³⁵⁾ その結果採択された決議のうち、朝鮮関連部分では、「朝鮮民主主義臨時政府」の樹立がうたわれ、ローズベルトからトルーマンに受け継がれた朝鮮信託統治構想は、米ソ共同委員会の提案を「朝鮮民主主義臨時政府」と協議の後、「五カ年を期限とする四カ国による朝鮮信託統治協定を作成する」というように具体化された。⁽³⁶⁾

「朝鮮民主主義臨時政府」の樹立を目的とした第一次米ソ共同委員会は四六年三月二〇日から開催されたが、同委員会に参加すべき朝鮮における政党、社会団体の資格問題で行き詰まり、五月六日無期休会となった。この時期に朝鮮を視察したポーレーは、トルーマンに対して「朝鮮は、アメリカのアジアにおける全般的成功のかかっているイデオロギー上の戦場である」と報告した。⁽³⁷⁾ しかしながらトルーマンは、その返書で、ポーレーの見解に同意しつつも、朝鮮におけるアメリカの政策の主要な目的のひとつは、朝鮮が将来の紛争の源になることを防ぐことであり、朝鮮はいかなる国にも従属的ないし脅威的であってはならず、アメリカの朝鮮での政策は、ソ連との相互理解の基盤を拡大するものでなければならぬ、と主張した。⁽³⁸⁾ トルーマンは、依然として東アジアの「ヤルタ体制」の枠内で朝鮮問題を処理しようとしていたのである。

このトルーマンの立場は、國務省の立場に基づくものでもあった。四六年六月六日付のヒルドゥリング國務次官の

覚書に添付された政策文書は、朝鮮の独立は朝鮮民族自からのためではなく、極東全体の政治的安定を強化するために重要であり、朝鮮を日本やソ連が支配することは中国による満州支配を危うくし、極東における将来にわたる政治的安定勢力となるべき強力な民主中国の誕生の可能性を減ずることになる、と指摘した。さらに同文書は、朝鮮におけるアメリカの目的を達成するためのみでなく、極東および世界全般にわたってソ連との相互理解を深めるためにも、朝鮮問題でソ連の同意を得る必要があることを説いた。³⁹⁾ 換言すれば、依然として同文書は、東アジアの安定勢力としての中国の誕生と米ソ協調という、東アジアにおける「ヤルタ体制」の二本柱を損なうことなく朝鮮問題が処理されるべきことを主張していたのである。

このように、少なくとも四六年までは、対ソ警戒心の芽生えから試行錯誤を余儀なくされながらも、東アジアにおける「ヤルタ体制」を実現させようという戦後東アジアの秩序構想からみて、朝鮮半島を再び大国間の勢力圏抗争の舞台とせず、いかなる国にも従属せずまた脅威も与えない国にするためには、依然として信託統治構想がひとつの合理的構想であると考えられていたのである。

(二) 日本

「ヤルタ体制」の行方と密接に関連していたもうひとつのアメリカの戦後政策は、日本に関するものであった。アメリカの対日占領政策に関してはすでに多くの研究が公表されているので、⁴⁰⁾ ここでその詳説は避け、上述の「ヤルタ体制」構想のなかで日本がどのように位置づけられていたかを簡単にまとめてみる。

大国、すなわち本稿でいう国際システムの「中心」国間の勢力均衡関係を安定化させ、その協調関係を維持することにより国際秩序の安定を保つていこうとする構想が、「ヤルタ体制」の上層部を形成していたとすれば、日本(およびドイツ)の徹底した弱体化を図り、国際システムの帰趨に影響を与えることのできない「周辺」国に仕立て上げようというものが、「ヤルタ体制」の下層部を成す構想であった。その意味で、非軍事化、民主化、限定的経済復興という初

期の対日占領政策の方針は、「ヤルタ体制」という秩序構想のなかでの日本の位置づけを反映する政策であった。

アメリカの対日占領政策に関する先駆的研究が示すように、四五年二月のヤルタ会談から同年七月のポツダム会談にかけて、アメリカの東アジア構想および対日政策に、微妙な変化が起きた。その議論を要約すれば以下のようになる。

ヤルタにおいてローズベルトとチャーチルは、親ソのルブリン派が新ポーランド政府の中心となることに同意する代わりに、ロンドンの亡命政権をも含めた「自由選挙」の実施をスターリンに約束させた。しかしスターリンは実質的に譲らず、ポーランド問題の深刻化が米ソ協調主義の有効性に陰りを与えた。さらに四月のローズベルトの死去にともない大統領に就任したトルーマンの下で対ソ協調政策の微妙な修正が始まる。そうしたなかで、日本との取り引きは一切避け、むしろソ連との取り引きを基本的立場とするローズベルトの構想は修正され、対日占領政策に柔軟性が生ずるようになった。より具体的には、戦後世界における米ソの支配圏が関心事になっていくにつれて、可能であるならばソ連の対日参戦以前の日本の早期降伏が、対日政策上の主要な関心事となっていくのである。「ポツダム宣言」において、日本政府の存続を認め(間接統治を示唆し)たこと、産業の保持を許し世界貿易関係への参加を認めたこと、日本国民の自由意志に基づく政府の樹立を認めたこと、無条件降伏の対象を「全日本軍隊」に制限したこと、などがそうした柔軟性の現われであった。

しかしながらこうした対日政策の重要な変更にもかかわらず、トルーマン政権がヤルタ秘密協定の見直しをソ連に働きかけた兆候はなく、「ヤルタ体制」の枠組の変更をもたらす政策転換を行なうまでにはいたらなかった。上述の対日政策の微妙な変更は(既述の朝鮮半島における「三八度線」の設定と同様)、ソ連の対外行動に対する警戒心が生まれつつある一方で、通常の外交交渉で「ヤルタ体制」は維持できるとの判断が依然として優勢な状況での試行錯誤が生んだもの、ということができよう。

したがって、当時のアメリカの対日政策は、基本的には依然として「ヤルタ体制」の組織原理にしたがって立案、実施されていたと解釈することができる。そしてその三本柱が、非軍事化、民主化、限定的経済復興であったのである。「ヤルタ体制」のなかで日本を無力化するためにとりわけ重要であったのが、日本の非軍事化方針であった。憲法第九条はもちろん、農地解放、財閥解体に代表される経済諸機構の民主化、さらには、賠償支払としての軍需生産用機械設備の撤去などは、日本の戦争能力除去を目的とする非軍事化政策としての意味を持っていた。⁴²⁾

マッカーサーが四七年三月一七日東京において、唐突に早期対日講和を提唱したとき、対日講和後連合軍は日本から撤退して、日本は国際連合の管理下に置かれるべきだと提案したことは、マッカーサーの対日構想が、依然として米ソ協調を可能とみる発想から生じていることを物語っていた。⁴³⁾ 国務省極東局ポートン北東アジア課長を中心に八月五日に起草作業が完了した対日平和条約案も、基本的にはマッカーサーの立場を踏襲するものであった。

こうした立場は、その後「ヤルタ体制」の崩壊が着実に進行していくなかで、大幅な見直しが行なわれ、戦後日本の運命を大きく揺さぶることになる。

Ⅲ. 東アジアにおける「ヤルタ体制」の崩壊

一、基本構造の変動

(一) 概観

「ヤルタ体制」が変質、崩壊する過程は、その国際秩序の二大構成原理であった米ソ協調と安定した自主独立中国の成立が、ともに失われていく過程であった。アジアの文脈において重要であったのは中国問題であったが、当初ヨ

ヨーロッパを舞台にして発生した米ソ「冷戦」が、東アジアの国際関係にも重要な影響を与えたことはいうまでもない。しかしその東アジアにおける影響の現われ方は、米ソの利害の対立構造が比較的明瞭であったヨーロッパとは対照的に、複雑な様相を呈した。それには、三つの重要な側面が存在した。第一に、「トルーマン・ドクトリン」が自由主義と共産主義の対立という普遍主義的レトリックで国際情勢を描写したにもかかわらず、アメリカは共産中国に対しては、後述する「中国チトー化」政策に基づく中立的姿勢を維持した。第二に、信託統治構想を背景とし日本軍の降伏受理のための軍事境界線が引かれ、アジアで米ソが直接対峙する唯一の地域となった朝鮮半島では、米ソ間の直接的衝突に発展しないようにその戦後処理が急がれ、その結果「三八度線」は国境に姿を変えた。第三に、新たな米ソ対立の状況下で、日本の戦略的重要性が見直され、その対日政策は根本的に転換された。

以上の三つの側面は、「ヤルタ体制」という国際構造のなかでは、以下の様な相互関連性を有していた。まず、ヨーロッパを舞台にして発生した米ソ「冷戦」は、「ヤルタ体制」のひとつの構成原理であった米ソ協調を崩壊させた。他方、そのもうひとつの柱であった中国に関しては、依然として自主独立の中国という構想は堅持されていた。しかしながら、その「自主独立」の内実は、「中国大国論」が想定していたものとは異なり、もっぱら「ソ連と一枚岩にならない」ことに重きがおかれるようになった。「中国チトー化」政策は、このように米ソ協調の維持が不可能になりながらも、中国に関しては出来るだけ「ヤルタ体制」の枠組を維持しようという期待に基づく政策に他ならなかった。このように、米ソ協調の崩壊と「中国チトー化」政策は、「ヤルタ体制」の重要な変質を意味していたが、それはアメリカの対日政策の根本的変更をもたらした。すなわち、日本をアメリカの対ソ戦略上のアジアにおける要として位置づけ、積極的にその地位の強化を図ったのである。それは、米ソの勢力圏の間に位置するがゆえに「撤退」の衝動が強く働いた朝鮮半島政策とは対照的であった。

以上の時期のアメリカの東アジア政策の段階的变化を整理するには、次の入江教授の分類が分かりやすい。すなわ

ち、「ヤルタ体制」の変質に直面した際のアメリカの政策は、(一)「ヤルタ体制」の枠組の維持、(二)「ヤルタ体制」で認められた勢力圏の強化、(三)「ヤルタ体制」が想定する勢力圏以外の地域での勢力強化という三つのタイプの政策が、相互に重なり合いながらも段階的に展開されていったのであった。⁽⁴⁴⁾「中国チトー化」政策が(一)を、対日政策の変更や後述する「アチソン・ライン」の宣言などが(二)を、そして朝鮮戦争勃発後の東南アジア政策や朝鮮戦争での「三八度線」の突破などが(三)を、それぞれ象徴する政策であった。

次に、以上の枠組を念頭に置き、アメリカの対ソ、対中政策の変化のなかに「ヤルタ体制」の崩壊過程を跡付け、次節でその朝鮮半島、日本への影響を考察する。

(二) アメリカの対ソ政策

戦後の「冷戦」の発生に関しては既に多くの研究がなされているので、ここでは最低限の概略を整理するにとどめる。

米ソ「冷戦」の発生過程は、アメリカの対ソ政策の観点からみれば、戦後国際秩序構想の実施に当たり協調関係を維持できる相手であるという認識が変化する過程であった。その対ソ認識の変化をもたらすのに決定的な役割を果たしたのが、当時駐ソ代理大使であったケナンがワシントンに送った、いわゆる「長文電報」であった。⁽⁴⁵⁾ケナンの「長文電報」は、ソ連の拡張主義的対外行動がロシアの歴史に根ざした「伝統的、本能的不安感」に根ざしていることを説き、その拡張主義が他国の外交政策や国際情勢の現状認識に基づくものではないことを主張したのである。これは、当時ソ連の「一方的」勢力拡張に困惑し、警戒心を募らせつつあったワシントンにおいて、対ソ協調路線を放棄し、「封じ込め政策」を開始するに当たっての理論的根拠として、広く受け入れられるようになった。その対ソ政策上の「教義」の大衆版として、Xの名でケナンによって著されたのが、「ソ連の行動の源泉」(通称「X論文」)⁽⁴⁶⁾であった。同論文は、「アメリカの対ソ政策の主たる要因は、ソ連の膨張傾向に対する長期的で辛抱強い、しかし断固として油断

することのない封じ込めでなければならぬ」と説いた。

しばしば極めて漠然と、したがって厳密にその「冷戦史」のなかでの位置づけが吟味されないままに「冷戦の宣戦布告」とのレッテルが貼られる、四七年三月のトルーマン大統領の議会での演説は、⁽⁴⁷⁾ 以上のような対ソ観の変化を背景に生まれたものであった。この演説は、経済的困難に直面するイギリスがギリシャ・トルコ援助の打ち切りとそのアメリカによる肩代わりを求めてきたに比べ、アメリカによる対ギリシャ・トルコ援助の必要性を議会に訴えることを目的としていたが、その際使用された、世界は自由主義と全体主義という異なる生活様式の二者択一を迫られている、という普遍主義的レトリックが「冷戦」のイメージと重なったために、「トルーマン・ドクトリン」として有名になるのであった。

しかしながら、米ソの対立が個別的なものから、「冷戦」と呼ばれる構造的な対立へと発展する重要な契機となったのは、ギリシャ・トルコ援助を契機としてまとめられ、四七年六月にマーシャル国務長官により発表された⁽⁴⁸⁾ ヨーロッパ復興援助計画、すなわち「マーシャル・プラン」であった。同計画は、イギリスの対ギリシャ援助停止通告を受けて、ケナンを長とする国務省政策企画室が全力をあげて作成したものであるが、ケナンらはソ連の反発を予想しつつ、ヨーロッパの分断が不可避であるのならはその責任をソ連に帰すほうが望ましいという発想から、「マーシャル・プラン」による援助対象国に東欧諸国も含めた⁽⁴⁹⁾。すなわち、東欧が西欧との経済協力関係に入ることを許すのか拒否させるのかの決断を、ソ連に迫ったのである。元国務省関係者が後に著した冷戦研究で、東欧が「マーシャル・プラン」を受け入れていればその後のヨーロッパの分断はなく、それゆえ「冷戦」を開始したのはソ連である、との主張を展開した⁽⁵⁰⁾のは、そうしたアメリカの政策的考慮を背景としている。

「マーシャル・プラン」の受け入れを協議する英仏ソ外相会議が四七年六月二七日からバリで開催されたが、ソ連は七月二日に「マーシャル・プラン」への不参加を表明した。この外相会議以降、当分の間ソ連と西側諸国の間には

通常の外交交渉が途絶え、文字どおり「交渉不可能性の相互認識」に基づく東西「冷戦」状況が出現したわけである。しかしその「冷戦」状況は未だアジアへは拡大しておらず、アメリカの対ソ対決の手段も「マーシャル・プラン」に代表される経済的なものに限られていた。アジアにおいてアメリカは、「冷戦」的対立状況における主要な努力をヨーロッパで払わなければならない現実的要請もあり、特に中国において「チトー化政策」にみられた現状維持政策を展開したのである。

(三) アメリカの対中政策

アメリカ政府は、四六年末、ハーレー大使に代わりマーシャルを特使として中国に派遣し、国共間の調整を推進することにした。しかし、四七年一月、その調停は失敗に終わり、マーシャルは帰国し、国務長官に就任した。以後、国民党中国の成立する望みが減少するにじがって、アメリカにとって「中国の喪失」は予定の事実となり、アメリカは対中国コミットメントに消極的になっていった。四八年一月に、国務長官マーシャルは、中国の内政に関する処理不可能な責任をアメリカ政府が引受けることは回避すべきであり、それゆえ、中国に対する援助は、純粹に経済的なものにとどめるべきであると、在華大使に伝達した⁽⁵¹⁾。

こうしたアメリカの対中国政策を整理すべく、四九年八月五日、『中国白書』が公表された。同書をトルーマン大統領に提出するに当たって添付された七月三〇日付けの「伝達書」のなかで、アチソン国務長官は、国民党政府は自から崩壊したこと、中国の事態はアメリカ政府の統制の範囲を越えていたことを指摘し、共産党の支配する中国を現実的に認め、これまでのアメリカの対中国政策の精算を図った⁽⁵²⁾。さらにアチソンは、同「伝達書」のなかで、「究極的には、中国の深遠なる文明と民主主義的個人主義は再び頭を持ち上げるであろうし、中国は外国の束縛から脱するであろう」と、「中ソ離間」すなわち「中国チトー化」の期待を表明した⁽⁵³⁾。

国民党中国の望みが断たれて以来、アメリカの中国政策の基調をなすものが、この「中国チトー化」政策であった。

「アメリカの対中国政策」と題する四八年一〇月一三日付けの国家安全保障会議の文書は、ユーゴスラビアや中国の名に言及しつつ、「中国がアメリカにとって由々しき意味を持つのはソ連の潜在的先手としてである」と論じ、「中国チトー化」への期待を表明した。⁽⁵⁴⁾ さらに同文書は、中国がソ連の政治的、軍事的手先となることを防止するために、中国への軍事介入は避けるべきであると勧告した。⁽⁵⁵⁾ アチソンによれば、軍事的手段による中国問題への介入は避け、外交的、経済的手段でそれに対処すべきであるというのが、アメリカ政府の一貫した政策であり、それは、四八年一〇月の国家安全保障会議の決定以来、朝鮮戦争の勃発まで変わることはなかった。⁽⁵⁶⁾

四八年一〇月のNSC三四が分析したように、中国がソ連と一枚岩的団結を示さないかぎり、共産中国はアメリカの安全保障にとって脅威ではないと考えられていた。その意味で、「中国チトー化」政策は、「革命中国の成立は、国府にかわる独立の主権国家の出現を意味するにすぎず、ヤルタ協定での米ソの基本的了解の枠組を根底から変更するものではない⁽⁵⁷⁾」との想定のもとに、「ヤルタ体制」の枠組を維持しようとする努力の現われであったと解釈することができよう。アメリカの対ソ危機意識の増大はアジアにおいても歴然としていたが、アメリカには「冷戦」をアジアにまで拡大させる準備は、まだなかった。むしろ、ヨーロッパで主要な努力を払うためにも、アジアへの介入はできるだけ避けようという配慮が依然として優勢であり、そのために「中国チトー化」政策の実施により「ヤルタ体制」を維持することが求められたのである。

しかし、「ヤルタ体制」の維持を図りながらも対ソ危機意識は高まるばかりであり、「ヤルタ体制」で定められた自らの影響圏の強化を図ろうとする新しいアジア政策の模索が進んでいた。

(四) 新しいアジア政策の模索

ア、NSC四八／一・NSC四八／二

四九年はアメリカにとって衝撃の年であった。九月下旬にはソ連の原爆保有の事実が公表され、一〇月一日には、

中華人民共和国の樹立が宣言された。「中国の喪失」は政府にとっては予定の事実であったとはいえ、それが予想を上回る早さでのソ連の原爆保有という事態の到来と重なったため、アメリカ政府においても、世論においても、ある種の危機感が増長された。そうしたなかでアメリカは、共産革命のアジアへの波及、およびソ連の影響力拡大という予想される事態に対処すべく、新しいアジア政策を模索していった。その試みが、一二月に立て続けに作成された二つの国家安全保障会議の文書、NSC四八／一とNSC四八／二であった。

四九年一二月二三日付の「アジアに関するアメリカの地位」と題するNSC四八／一は、対ソ戦略の観点からアジアの意味を問い直した。そこでは、「現在における対ソ戦の際の基本的戦略構想は、“西”で戦略的攻勢に、“東”で戦略的防衛に努めることである」とされ、「主要な努力を“西”で割くことが出来るように、最小限の軍事上の人員、物資の投入で、“東”における戦略的防衛の成功が保障されることが肝要である」と説かれた。さらに、「将来のソ連の侵略に対する防衛を成功裡に達成するには、アメリカはアジアにおける最小限の地位を維持しなければならない」とされ、そのアメリカの「戦略的防衛の第一線は、日本、沖縄、フィリピンを含むべきである」とうたわれていた。⁵⁸⁾

中国問題に関しては、「ソ連が……政治的、経済的支配および搾取を中国にまで拡大しようとするならば、中国の共産主義体制とモスクワとの間には、きっと深刻な摩擦が生じよう」という判断に基づき、近い将来において共産党政権の中国支配を弱めることは不可能であるとみなされるが、中国共産党政権とソ連の間に影響をおよぼすことは可能であるとされた。⁵⁹⁾ いわゆる中国の「チトー化」を目指す政策であるが、「実際のアメリカによる軍事占領という手段以外では中国共産主義者の台湾支配を防ぐことは不可能である」との判断が示され、台湾の軍事占領はアメリカの国益にそぐわないと結論付けられたのは、その文脈において理解される。朝鮮に関しては、共産主義の支配の拡大の脅威を阻止できるように韓国政府を強化することが、その主な目的とされた。⁶¹⁾

以上のNSC四八／一の分析は、一二月三〇日付けのNSC四八／二によって結論として整理され、トルーマン大

統領の承認を得た。同文書は、「国内の安全を維持し、かつ共產主義の侵入を防ぐために、アジアの特定の非共產主義諸国の軍事力を十分に発達させること」および「アジアにおいて優勢にあるソ連の勢力と影響力を徐々に減少させ、最終的には消滅させること」を、アメリカのアジア政策の根本の方針として打ち出した⁽⁶²⁾。具体的には、日本、沖繩、フィリピンでのアメリカの地位を向上させ、アジア諸国が共產主義の侵略の脅威に抵抗できるよう援助を与え、国連憲章の規定に沿った地域的集団安全保障制度を確立させることが目標とされた⁽⁶³⁾。

NSC四八／一で「戦略的防衛の第一線」を形成するとされた日本、沖繩、フィリピンについては、NSC四八／二では台湾に関する軍事戦略的判断、すなわち「中国のチトー化」政策との関連が示唆されていた。「アメリカの軍事能力とその世界における責任との間に開きがあるかぎり、台湾が戦略的に重要な地域であってもそこでの軍事行動は正当化され得」ず、台湾に対する外交上および経済的援助は継続されるべきであるが、そのみでは台湾の共產主義による支配を防止することは不可能であり、したがってアメリカは、少なくとも「日本、フィリピン、沖繩に関するその全般的地位を強化するためのあらゆる努力を払うべきである」とされたのである⁽⁶⁴⁾。朝鮮は、アメリカの最小限の戦略的防衛線内には入れられず、「国際連合の枠組の内側および外側で」韓国に対する政治的、経済的、軍事的援助を与えていくことが確認された⁽⁶⁵⁾。

以上の二つの国家安全保障会議文書を一樣に満たしている雰囲気は、対ソ危機意識であった。同文書は、中国政策の基調として「中国チトー化」政策を採用した。そして、台湾への軍事的コミットメントは避けられることとなった。その限りにおいては、「共産中国は、そのソ連とのイデオロギー的同一性がどうであろうと、ヤルタで予想されたような独立した主権国家として機能するであろう⁽⁶⁶⁾」という想定の下に、依然として「ヤルタ体制」が定める枠組の有効性は認められていたともいえる。しかしながら同文書は同時に、日本、沖繩、フィリピンを含むアジアにおけるアメリカの「戦略的防衛の第一線」を明示していた。このことは、アジアにおいて劣勢になりつつあることに危機感を抱

いたアメリカの政策決定層において、対ソ危機意識が、軍事戦略的にどうしても譲ることのできない「不後退」の一線を画さねばならぬような普遍的脈絡で捕えられる気配をみせ始めたことを示しており、「戦略的防衛の第一線」の策定は、「アメリカの優勢な勢力圏下にある地域における地位を強化」しようとする政策に他ならなかった。⁽⁶⁷⁾

このように、四九年一月二月の二つの国家安全保障会議の文書は、「ヤルタ体制」の変質に直面したアメリカのアジア政策が過渡期にあったことを如実に物語っているが、その特徴は、アチソン国務長官のナショナル・プレス・クラブでの演説に継承された。

イ、「アチソン・ライン」の宣言と「台湾放棄」

五〇年一月一二日のナショナル・プレス・クラブでのアチソン国務長官の演説は、前年末に模索された新しいアジア政策の「大衆版」とでも呼ぶべきものであった。このアチソン演説は、「アリュージョン列島から日本へ達し、さらに沖繩へ延び」、「沖繩からフィリピンへ至る」とするアメリカの「不後退防衛線」、すなわち「アチソン・ライン」を宣言した⁽⁶⁸⁾ことで広く知られるようになった。「アチソン・ライン」に韓国が含まれておらず、それが五〇年六月の朝鮮戦争を誘発したとする非難を招いたからである。しかしながら、「アチソン・ライン」が朝鮮戦争との関係で問題とされるのは、朝鮮戦争が勃発したことの結果に過ぎない。アチソン演説では、当時朝鮮半島で武力衝突が起きることは想定されておらず、同演説でより重要なのは、「アチソン・ライン」から排除された地域で中心的に考慮されていたのは朝鮮半島ではなく、台湾であったという事実である。

アチソンは、太平洋および極東における軍事的安全保障の議論に関し、「軍事的脅威が最も切迫したものであるわけではないことを明確に理解しておかなければならない」と強調したうえで、アメリカの「不後退防衛線」からはずれる太平洋地域の軍事的安全保障は、「第一に、攻撃を受けた民衆の抵抗に依存し、次に、国連憲章の下にある全文明世界のコミットメントに依存しなければならない」と⁽⁷⁰⁾とした。さらにアチソンは、「太平洋および極東の諸問題を考

えるにあたり、軍事的配慮という妄想に取りつかれることは誤っていると思う。それは重要なことではあるが、他に
より差し迫った諸問題があり、それらは軍事的手段では解決され得ない⁽⁷¹⁾とも述べていたのである。

その差し迫った問題のひとつが、他ならぬ中国問題であった。アチソンの演説において、共産主義は、単なるイデオロギーとしてではなく、アジアの民衆から独立を奪うものとして、つまりはアジアにおけるアメリカの利益に敵対するものとしてとらえられた。それは、具体的にはソ連の勢力拡張の道具であるとみなされ、ソ連がそれによって中国の北部領土を侵略していることは、アジアにおけるアメリカの政策を決定する最も重要な事実であると認識された。そこからアチソンは、「中国の民衆が必ずや募らせるに違いない正義の怒り、憤激、憎悪を、ソ連から我々の方へ向けさせるようなことをしてはならない」と主張し、それこそが、アメリカのアジア政策決定の第一の最も重要な原則であるとしたのである。⁽⁷²⁾

そこにみられる「中ソ離間」策は、中華人民共和国政府樹立宣言以前から、國務省を中心に策定されてきたものであり、その具体的政策の焦点は台湾であった。政府内部で國務省と軍部の間で若干の対立は存在したものの、台湾問題への軍事的関与を避けることでは一致をみていた。したがって、「不後退防衛線」の宣言は事実上の「台湾放棄」宣言でもあったのである。

國務省は、すでに四九年一二月、台湾の陥落に備え、在外公館へ向けて「台湾に関する政策情報資料」を送付し、台湾政策の徹底を図っていた。そこでは、「台湾の喪失がアメリカや反共産主義諸国の利益を著しく害する」とか、「アメリカには台湾を救う何らかの責任がある」といった「誤った印象」を与えないよう注意すること、「台湾はもっぱら中国政府の責任下にある」ことを強調すること、「台湾が戦略的に重要であるとか、ひとつの政治体であるとかを示唆する言動は避ける」こと、などが指示されてあった。⁽⁷³⁾アチソン國務長官の演説は、「中国チトー化」への期待に基づくこうした台湾政策を、アメリカのアジア政策を律する重要な原則として打ち出したのである。

アチソン演説の持つこうした意味は、既にその一週間前の一月五日に、トルーマン大統領が、台湾問題不介入を宣言する声明を発表していたことを思い起こせば、一層明白である。トルーマンは以下のように述べたのであった。

合衆国には、台湾や他の中国の領土を奪う企ては無い。合衆国は現時点において、台湾で特別な権利や特典を得たり、また台湾に軍事基地を設置することを欲していない。合衆国はまた、軍隊を使用して現状に介入する意図を持っていない。合衆国政府は、合衆国を中国の国内紛争に巻き込むことになるような道をたどることはないであろう。

同様に合衆国政府は、台湾にいる中国軍に軍事援助や軍事上の助言を与えるつもりもない。⁽⁷⁾

(五) 東アジアにおける「ヤルタ体制」の崩壊

「ヤルタ体制」の変質に直面したときにアメリカが模索していた新しいアジア政策の特徴は、「不後退防衛線」の設定に象徴されるように対ソ危機意識をアジアへ拡大させながらも、「中国チトー化」政策を堅持することによって、「トルーマン・ドクトリン」が宣言した普遍主義的対立の一手手前であらうじて踏み留まったことにあるといえる。しかしその後のアメリカの「冷戦」政策は、ソ連の脅威を世界的脈絡でとらえ、かつその軍事的側面を強調する方向に向かっていった。そして、朝鮮戦争の勃発でその傾向は決定的となり、そのなかで「中国チトー化」政策も放棄され、「ヤルタ体制」は完全に崩壊する。その「ヤルタ体制」の崩壊過程で決定的に重要であったのが、NSC 六八の策定と朝鮮戦争の勃発であった。NSC 六八は、アメリカの国家安全保障政策を全面的に見直したものであり、朝鮮戦争は、NSC 六八の提言を一気に実現させ、かつアジアにおいて「中ソ一枚岩」の神話を定着させることにより、アジアの構造を二極化させる契機となったのである。

五〇年四月一二日に国家安全保障委員会に送付されたNSC 六八は、同年一月三〇日、トルーマン大統領が、中華人民共和国の成立とソ連の原爆保有の影響および水爆開発の意義を総合的に分析し、アメリカの対外、防衛政策の全面的再検討に入ることを命じたのを受けて、ケナンに代わり国務省政策企画室長に就任したばかりのニッツの率いる

特別作業グループにより作成された。⁽⁷⁵⁾ NSC六八は、ソ連が五四年にはアメリカに深刻な打撃を与えるのに十分な量の原爆を保有するであろうと予測した。そして、当時のアメリカの実際の軍事力とそのコミットメントの間には大きな乖離が認められると指摘し、現状に対処するための早急な軍事力の増強を主張した。そして、「可能なところでソ連の拡張を抑止し、必要なところでその限定的あるいは全面的攻撃を打ち負かすのに十分な軍事力を確保する必要がある」との結論を下した。⁽⁷⁶⁾

こうしてアメリカの「冷戦」政策は、軍事的視点を強調し、世界的脈絡で再編され、「世界大化・軍事化」の方向に明確に動きだした。すなわち、「トルーマン・ドクトリン」が米ソの対決を普遍主義的レトリックで強調したにもかかわらず、それまでのアメリカの実際の政策は「アメリカの力の限界とその限界ゆえの中心的利害と周辺の利害との区別を明確に認識」⁽⁷⁷⁾したうえで展開されていたのに対し、今やアメリカの「封じ込め」政策は、すべてのソ連の拡張主義的行動をその対象とし、かつその軍事的側面を強調したのであった。

もっとも、一国の防衛政策は敵対勢力の能力や意図を過大評価しがちであり、NSC六八の策定が、要求を水増しするのが通例である予算編成過程でのルーティーンとしての性格も合わせ持っていたことを考えると、そこにみられる危機意識を誇張することは避けなければならない。NSC六八は、四年後の危機に備えたものであり、事実上の脅威が発生していないところでそこに提案されたような急激な政策変更が行なわれることは、実質的には有り得ないであろう。⁽⁷⁹⁾ 事実、NSC六八は、五〇年九月三〇日にトルーマン大統領によって承認されるまでは、未決の文書であった。⁽⁸⁰⁾

そのNSC六八が指向する「冷戦の世界大化・軍事化」を実現する触媒となったのが、五〇年六月二五日のアメリカが予想もしていなかった朝鮮戦争の勃発であった。朝鮮戦争が、ソ連の「世界革命」の一環としてではなく、そもそものは「内戦」として始まったことは、今日いくつかの研究が明らかにしている通りである。⁽⁸⁰⁾ しかしながら、アメリ

カはそれを「内戦」としてはとらえず、「冷戦の世界大化・軍事化」の脈絡でとらえ、ほぼ反射的に戦争への介入を決定し、同時に台湾海峡に第七艦隊を派遣し「中国チトー化」政策を転換させた。すなわち、朝鮮戦争の勃発は、アメリカにとってNSC六八の分析が「正しい」ことを「証明」してしまったのである。

NSC四八／一、NSC四八／二からNSC六八へ至る一連の政策転換は、アメリカ政府においてその対ソ危機意識をグローバルな視点でとらえる雰囲気醸成されつつあったことを、如実に物語っていた。その時期にアジアにおいては、ソ連の原爆保有の事実が明らかになるのを待ち構えていたかのようなタイミングで中華人民共和国の樹立宣言がなされ、五〇年二月には、その内実はともかく、少なくともアメリカの目には「中国チトー化」政策の失敗を象徴するものと映った「中ソ友好同盟相互援助条約」が締結された。こうした対ソ危機意識のアジアへの拡大と「中ソ一枚岩」神話の萌芽が同時に認識される場所に発生した朝鮮戦争は、もはや「内線」とはとらえられ得なかったのである。こうしてアメリカが北朝鮮の背後に「中ソ一枚岩」の存在を確信し、朝鮮半島で米中が直線戦火を交える事態になり、四五年二月の「ヤルタ会談」での米ソの取り引きでその枠組が合意された「ヤルタ体制」は、名実ともに崩壊したのである。

二、「周辺」への影響

(一) 朝鮮半島

ア、信託統治構想の崩壊

朝鮮半島における信託統治構想の実現可能性は、「ヤルタ体制」の動向、とくに米ソ関係の行方と密接に関連するものであった。既述した四五年一二月のモスクワ外相会議は、朝鮮の戦後処理における米ソの協調を約束したかにみえた。しかしながら、このモスクワ外相会議の決定は、朝鮮に大きな衝撃をもたらした。そして、やがて朝鮮は、ソ

連の指示により信託統治構想に賛成する勢力と、それに反対する勢力とに二分された。

こうしたなか、四六年三月二〇日から開催された第一次米ソ共同委員会は、「朝鮮民主主義臨時政府」の樹立を話し合うため同委員会に参加すべき朝鮮における政党、社会团体の資格問題で米ソ間に対立が生じ、五月六日何らの成果もあげられないまま無期休会となった。その後、マーシャル米国防務長官とモロトフソ連外相との間で覚書の交換がなされ、四七年五月二一日、第二次米ソ共同委員会が開催されたが、再び朝鮮における諸団体の参加資格問題で行き詰まってしまった。⁽⁸¹⁾

四七年に入り対ソ不信感が増長されるなかで、アメリカは、四七年九月一七日、朝鮮問題の国連への上程に踏み切った。そこには、国連におけるその絶対的威信を背景に朝鮮問題を処理しようというアメリカの政治的意図がうかがえ、その意味で、朝鮮における米ソ協調主義はここに放棄されたといえよう。このことが、先にみた米ソ間の「冷戦の発生」と時を同じくしていることは、もちろん偶然ではない。そして、それ以降は、信託統治構想が崩壊すると共に、「三八度線」固定化の過程が進行する。

朝鮮問題は、四七年九月二三日、国連総会の正式議題として採択された。一〇月一七日アメリカが提出した決議案は、十一月四日「国際連合臨時朝鮮委員会設置に関する決議」として採択された。同決議の採択により、米ソ共同委員会の下に朝鮮の政党、社会团体の参加を求め、それらによる協議を経て「朝鮮民主主義臨時政府」を樹立するという「モスクワ宣言」の方針は実質的に放棄され、それに替わって、「国連臨時朝鮮委員会」の監視の下に選挙を行ない、それによって政府を樹立するという方針が決定された。

「国連臨時朝鮮委員会」のメンバーは、四八年一月八日ソウルに到着したが、金日成、ソ連は同委員会の「三八度線」以北への往来拒否を通告した。ここに「三八度線」以南の単独選挙の問題に直面した国連は、二月二六日の国連小委員会で、「可能地域の選挙実施案」を可決した。こうして、五月一〇日、「国連臨時朝鮮委員会」の監視の下に

「三八度線」以南地域で選挙が実施され、八月一日、李承晩が大統領とする「大韓民国」の成立が宣言された。これに対し、九月九日、金日成を首相とする「朝鮮民主主義人民共和国」の成立が宣言されると、一二月一二日に採択された第三回国連総会決議は、その第二項で、大韓民国政府が朝鮮における唯一の合法的政府であることを宣言した。ここに、第二次世界大戦中よりアメリカを中心に連合国が準備してきた戦後朝鮮構想は、完全に崩壊した。この過程は、「ヤルタ体制」の二本柱のひとつである米ソ協調主義が、朝鮮半島を舞台に放棄される過程でもあった。

イ、アメリカの新朝鮮政策と「ヤルタ体制」

以上のように、アメリカは朝鮮問題の処理を急いだ。アメリカを急がせた国際政治的要因は、逆説的ではあるが、朝鮮が戦略的に極めてデリケートな位置にあるがゆえに、かえってその戦略的重要性を表面化させまいとする配慮がアメリカの政策決定者の間に働いたためであった。四七年九月二五日の統合参謀本部の報告は、極東での武力紛争が発生する場合在朝鮮米軍はむしろ軍事的負担であり、したがってその維持にはほとんど戦略的価値がない、と論じていた。⁽⁸²⁾ マッカーサーも議会で証言したように、統合参謀本部は、朝鮮に地上軍を維持しておくことは、アジア大陸の紛争にアメリカを直接巻き込む危険性がある、という認識を持っていたのである。⁽⁸³⁾ この認識は、当時のアメリカの朝鮮政策に、大國間政治の間に位置する「緩衝地帯」としての朝鮮半島の戦略的価値に充分留意しつつも、そうした地域への介入はできるだけ避けようという衝動が働いていたことを示していた。

こうしたアメリカの朝鮮認識は、「トルーマン・ドクトリン」の発表にもかかわらず、変わることはなかった。むしろ、「トルーマン・ドクトリン」の普遍主義的レトリック、イデオロギー的対決の論理とは裏腹に、当時実際にワシントンで検討されていたものは、経済援助の観点にたった援助国のランク付けであった。緊縮財政が求められていたうえに、「トルーマン・ドクトリン」の真の目的が、ギリシャ、トルコに対する援助であったことを考えると、この援助国のランク付けは、「極東および他地域の利益を犠牲にし、西欧への経済援助を重視」⁽⁸⁴⁾するものに他ならな

った。四七年四月二十九日付けの統合戦略調査委員会の報告書は、アメリカの安全保障にとつての重要度を基準に援助を与えるべき国として、朝鮮を一六カ国中一五番目にランク付けしていた。⁽⁸⁵⁾

こうした政策的配慮から、アメリカは、朝鮮からの撤兵政策を進めていった。そうしたなか、四七年九月二十六日、ソウルで開かれていた第二次米ソ共同委員会の場で、ソ連代表は、朝鮮よりの米ソ両軍の撤退を主張した。四八年九月、アメリカは最初の部隊の撤収を実施した。四九年一月には第二四軍団の撤退が完了し、残ったのは第五連隊の七五〇〇名となった。この間、四八年九月にアメリカと共に撤退を開始したソ連は、同年一月二十六日に撤退の完了を発表した。アメリカの第五連隊も、四九年五月二十八日から六月二十九日にかけて撤退を完了した。⁽⁸⁶⁾

上述の朝鮮問題の国連における処理、および朝鮮からの軍隊の撤退は、既述の「ヤルタ体制」の変質に直面したアメリカのアジア政策の段階的変更に照らしてみれば、その第二段階の政策であった。すなわち、その新しい朝鮮政策は、「アジア全土からの撤退を意味するものではなく、ヤルタ体制で明確にされた線まで退き、その線内の諸地域は依然実力を以て維持していくことを意味していた」⁽⁸⁷⁾のである。

そもそも戦後「ヤルタ体制」において、朝鮮半島は、その地政学的位置ゆえに大国間の協調が必要とされた地域であった。歴史的に東アジアにおける戦争のほとんどが、朝鮮半島をめぐる大国間の利害の対立から、朝鮮半島を舞台に起きていることは、決して偶然ではなかった。米ソはそのことを認識していたからこそ、大国間の協調を重要原則とする信託統治構想で合意したのであった。朝鮮の南北分断という、朝鮮の人々にとっては最悪の悲劇がもたらされたにもかかわらず、米ソとも軍の撤退を急いだのは、協調がもはや不可能な状態で次善の策としての対立回避の衝動が働いたからに他ならない。アジアにおいて全面的米ソ対決を覚悟していなかったアメリカにとって、極力「ヤルタ体制」を維持するためには、朝鮮半島を大国間紛争の舞台にすることはできなかったのである。

(二) 日 本

ア、アメリカの対日政策の変更

米ソ協調主義が放棄され、「ヤルタ体制」が変質していくなかで、南北の分断を「置き土産」にされた朝鮮半島とは対照的に、「ヤルタ体制」下でアメリカの勢力圏に入ることが認められていた日本とアメリカとの関係は強化されていった。

四七年四月二九日付けの統合戦略調査委員会の報告は、日本を「アメリカが防衛すべき太平洋地域でのイデオロギー闘争の最も重要な舞台」であり、「極東におけるアメリカのイデオロギー上の敵対勢力の大規模な軍事力を封じ込めることができる唯一の国」であるとみなしていた。⁽⁸⁸⁾ さらにケナンが、彼の唱える「封じ込め」政策が普遍的「封じ込め」ではなく、世界の中心地域が共産主義勢力の影響力下にはいることを阻止することを主眼としていると主張するとき、アメリカ、イギリス、ライン渓谷沿いの工業地帯とともに念頭に置かれていたのが、日本であった。⁽⁸⁹⁾

そして、国務省極東局ポートン北東アジア課長を中心に四七年八月に成立をみた対日平和条約案、すなわち「ポートン案」に真っ向から異論を唱えたのは、他ならぬケナンであった。ヨーロッパにおける「冷戦」政策の開始とも位置づけられる「マーシャル・プラン」の立案を終えたばかりのケナンにとって、国際協調を基調に日本の非武装化を唱える「ポートン案」は、「我々が考えつく現実的目標と関連しているようには思えない」⁽⁹⁰⁾ だったのである。

ケナンの率いる国務省政策企画室は、四七年八月二〇日、対日占領政策の検討を開始した。同月二五日に提出された報告は、非武装中立の日本という構想を非現実的であると退け、日本がソ連の勢力圏に入ることを防ぐために、政治的に日本の安定化および親米化を図り、日本の経済復興およびアメリカの対日援助を推進し、二国間の安全保障条約を締結することを、日本に対するアメリカの目標と定めた。そして、九月から一〇月にかけてのミーティングや報告で、ソ連の脅威に対する「対外的」防衛を確保すると同時に、小数の指導者に従属する共同体的体質、深刻な経

濟状況、共產主義勢力の内部浸透などがもたらす日本の共產化の危機に対する「対内的」防衛を実現するために、少なくとも六カ月は対日講和を遅らせ、その間に日本の親米化と政治的安定化を図り、改革よりも安定化に主眼をおいた経済復興政策を推進することを主張したのである。⁹²

四八年三月に日本の状況を視察して帰国したケナンが、三月二五日にマーシャル國務長官に提出した「アメリカの対日政策に関する報告」と題する報告（PPS二八）は、対日平和条約を積極的には推進せず、当面は日本の経済復興を最重要視しつつ条約後に備えて準備を整えることを、再び提唱し、ソ連が世界の安全保障にとって脅威であり続ける場合には、軍事侵略を抑止できるだけの日本の再軍備が必要であると主張した。⁹³ 政策企画室は、五月二六日に再び「アメリカの対日政策に関する報告」と題する報告（PPS二八／二）を提出したが、それは六月二日付けでNSC一三としてファイルされた。⁹⁴ こうした政策企画室が主導する一連の対日政策の転換は、一〇月七日付けのNSC一三／二の採択、大統領の承認により、公式に承認されたのである。⁹⁵

以上のような対日政策の転換の中心となったのが、ケナンの率いる國務省政策企画室であったのは、決して偶然ではなかった。四六年二月のケナンの「長文電報」が示した「ソ連は戦後秩序の構築にあたって協調できる相手ではない」という確信に基づき対ソ「封じ込め」政策を立案してきたのが、まさに政策企画室であり、「マーシャル・プラン」の立案を終了したばかりのケナンが次に取り組んだのが対日政策であった。その政策企画室は、マッカーサーや國務省極東局の対日平和条約案が前提とする対ソ協調主義を退け、日本に関するソ連との協調は初めから不可能であるとみなしていたのであった。

こうして米ソ協調主義の衰退という「ヤルタ体制」の変質に直面したアメリカは、日本におけるアメリカの地位の強化を図った。そのアメリカが対日早期講和の方針を固めたのは四九年後半であり、同年九月の米英仏三国外相会議で対日講和促進について一致をみた。そしてその対日政策は、「中国チトー化」政策を採用しながらも日本をアメリカ

カのアジア、太平洋における「戦略的防衛の第一線」とする、四九年一二月のNSC四八／一とNSC四八／二が示す全般的アジア政策のなかに位置づけられていったのである。

アメリカ政府は、五〇年四月半ば、ダレスを対日平和問題担当の國務長官顧問に任命し、対日講和を本格的に推進していった。そのダレス訪日(六月二日～二七日)のさなかに勃発した朝鮮戦争は、既述したNSC六八の提言を実現させる契機となったのと同じ意味で、四七年以来の対日政策の基本路線が正しいことを「証明」してしまい、対日講和とともに日本の再軍備を実現しようとする方針は決定的となった。そこから発生する難問が、すでに「ヤルタ体制」の実現を前提として制定、公布されていた憲法第九条の規定と、「ヤルタ体制」の崩壊という現実が、要請する日本の再軍備との間の矛盾をどう解決するか、という問題であった。こうしたなか、日本を国際的な集団安全保障の枠組に入れて再軍備し、憲法上の問題も回避する手段としてオーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、日本、アメリカを含む「太平洋条約」構想も検討される。しかしながら最終的には、五一年九月八日のサンフランシスコ講和条約の調印と同時に日米安全保障条約が調印され、「ヤルタ体制」の崩壊という現実を反映する国際政治の論理と、平和憲法に基礎をおく日本の国内的論理との間の矛盾は、そのまま放置されることになる。

イ、日本の対応

以上の「ヤルタ体制」の変質と崩壊は、日本の講和に向けての対応にも重要な影響を与えた。⁽⁹⁶⁾日本では四五年末から四六年にかけて、日本を国際法上の永世中立国とするよう提案し、連合国による地域的集団安全保障を希望する案が、外務省を中心に検討されていた。四七年になっても、平和憲法の理念と無軍備という現実を前提に国家的自立への願望を満足させる選択として、国際連合による日本の安全保障を実現するために、国連加盟が「最善の安全保障の方途」とする立場が優勢であった。

しかしながら、同年九月、日本の安全保障は、良好な米ソ関係が維持される場合には国連に依存するが、そうでな

い場合には米軍の駐屯か日米間の協定による、とする片山内閣外相芦田均による「芦田構想」が登場する。「ヤルタ体制」の変質、すなわちその二本柱のうちのひとつである米ソ協調の衰退に対する日本からの反応として興味深い。その後「ヤルタ体制」の崩壊が進むなか、四九年一二月には日本の「安全保障は実質的には米側諸国にこれを委ねる」とする「マジョリティー・ピースにおける安全保障に関する基本方針」が外務省平和条約審議室によりまとめられ、五〇年四月に吉田首相が池田蔵相を財政経済政策協議のためワシントンに派遣した際には、早期講和が望ましく、米軍駐留について日本側から申し出る方途を考えてもよい、とする対米メッセージが伝達された。こうして日本は、講和にあたって、民主（アメリカ）陣営の一員としての立場と再軍備拒否とを両立させる選択を必死に模索し、五一年一月のダレス訪日に際して、「極東の安全保障のための取極を両国間に締結することに異存はない」とする立場を固めたのである。

吉田にとって、アメリカによる日本の安全保障は、再軍備回避のための手段としての意味を持っていたため、日本の再軍備を執拗に要求するダレスと吉田は衝突した。一月二九日のダレスとの第一回会談で吉田は、（一）軍国主義者が権力を獲得する危険性がある、（二）日本経済に余裕がない、（三）社会不安を引き起こし共産勢力に付け入る隙を与える、（四）アジア諸国が反発することなどを理由に再軍備要求を拒否した。しかし、一月三十一日の第二回会談を経た二月三日の会談で、五万人の保安部隊創設を柱とする「再軍備計画のための当初措置」を提示し、両者の間に妥協が成立する。こうして、日本の再軍備が、再軍備要求を拒否しようとする動機に基づく対米交渉での妥協の産物として実現したという事実は、日本が「ヤルタ体制」の崩壊に直面するなかで、日本の安全保障政策に関する国際政治と国内政治の間の論理矛盾が、そのまま放置されたことを意味していた。

IV. おわりに

本稿は、四五年から五〇年の東アジアにおける国際政治変動を、「ヤルタ体制」という国際政治「構造」の視点から明らかにした。そこからは、米中ソ関係が東アジアの国際政治の基本構造を決め、戦後の朝鮮半島と日本の運命はその基本構造のあり方に決定的な影響を受けたという、東アジアの国際政治変動の姿が浮かび上がった。

東アジアの「ヤルタ体制」は、お互いの勢力圏に関する暗黙の了解を前提とする米ソ協調の維持と、米ソいずれの勢力圏にも属さない安定勢力としての中国の出現とを二本柱としていた。第二次世界大戦終了直後のアメリカの東アジア政策は、そうした「ヤルタ体制」の成立という秩序構想に基づき展開された。すなわち、その対ソ政策、対中政策は「ヤルタ体制」の基本構造にかかわるものであり、信託統治構想を中心とする対朝鮮政策、民主化と非軍事化を柱とする対日政策は、「ヤルタ体制」の枠組のなかで立案、実施されたのである。したがって、四七年以降明示的に現われたアメリカの対朝鮮政策と対日政策の変更も、「ヤルタ体制」の変質という視点から理解することができよう。すなわち、信託統治構想の失敗と朝鮮半島の分断、およびアジアにおける反共陣営の要としての日本の強化は、ともに「ヤルタ体制」の構造変動がもたらした政策変更であった。

ここで、「ヤルタ体制」の変質、崩壊の影響が、朝鮮半島と日本では極めて異なった形で現われたことは、東アジアの国際政治の特徴を考えるうえで興味深い。ヨーロッパを舞台にした「冷戦」の発生は、東アジアにおける「ヤルタ体制」のひとつの柱である米ソ協調の崩壊をもたらした。その結果アメリカは、日本における地位を積極的に強化しようとしたのとは対照的に、朝鮮半島からは「撤退」を急いだ。それは、アメリカが東アジアにおける米ソの全面的対決を覚悟する以前、すなわち国際政治構造としての「冷戦」がアジアに拡大する前の状況下で、大国の間に位置

する朝鮮半島での対ソ対立の拡大を避けようとする動機に基づく行動であった。アジア・太平洋におけるアメリカの「不後退防衛線」である「アチソン・ライン」に関しては、そこから台湾が除外されていたことが重要であったが、韓国が除外されたのは、「緩衝地帯」としての朝鮮半島の戦略的位置を反映したものとみえる。

しかしながら、その朝鮮半島で勃発した戦争が、「中ソ一枚岩」が北朝鮮と一体となり現状変更を企てた行動として認識されると、「不介入」の政策は意味を持たなくなる。朝鮮半島を舞台に周囲の大国が紛争に巻き込まれるという、東アジアにおける国際政治の歴史的先例がここに繰り返され、アメリカは朝鮮戦争への全面的介入の姿勢に転ずるのである。そして、それがアメリカの「台湾放棄」政策の撤回と朝鮮戦争への中国の参戦をもたらし、そこに七二年二月のニクソン訪中まで続く米中対立の「原型」が生まれた。さらにアメリカは、朝鮮戦争勃発以後、アジア諸国との間に二国間、多国間の安全保障・防衛条約の締結を進めることにより対中ソ「封じ込め」政策を展開する。ここにアジアの国際政治に「冷戦」構造が出現し、「ヤルタ体制」は完全に過去の遺物となるのである。

以上のように考えると、「冷戦」と「ヤルタ体制」を同一視する議論が、国際政治が極めて流動的で、したがって新たな国際政治構造が決定される最も重要な時期の動きを見落としていることは明らかであろう。そもそも「ヤルタ体制」とは、(ヨーロッパにおいてもアジアにおいても)国際協調を基調とする戦後秩序構想であった。そこに米ソ対立の芽を読み取ることほもちろん可能であるが、そこから国際政治における「冷戦」構造の成立に至る過程は、必ずしもヤルタにおいて運命づけられたものと即断できるほど単純なものではなかった。「ヤルタ体制」から「冷戦」への変動過程がヨーロッパほど単純的ではなかったアジアにおいては、なおさらそうである。

(1) 「ヤルタ体制」と「冷戦」が、アジアとヨーロッパでは異質な構造を持ち、異なった展開をみせたことは、すでに多くの研究者が指摘していることであり、本稿もその点に若干言及しているが、その本格的な比較考察には後日を期したい。ちなみに、ここでいう「東アジア」とは、アメリカ、ソ連、中国・台湾、香港、朝鮮半島、日本を含めた地域を指す。同地域を「北

- 東アジア」と呼び「東南アジア」との区別を明示的にすることもある。(この場合は東アジアとは北東アジアと東南アジアを含む)が、本稿での「東アジア」の地理概念は、単に慣用的なものである。
- (2) ここでいう「構造」とは、国際システムの構成要因間の関係の形態を意味し、国家レベルでの各国の対外行動とは区別される。すなわち、ある特定の国際関係の「構造」が成立したり変動するということは、単に各国の対外政策が形成されたり変更されたりすることではなく、特定の国の対外行動(action)に対する他国の対応(reaction)を通して、それら諸国間の関係の形態が成立したり変化することを意味する。国際政治の「システム」、「構造」に関しては、Kenneth Waltz, *Theory of International Relations* (Reading: Addison-Wesley Publishing Co, 1979) を示唆に富む。
- (3) 外交・対外政策の国内的源泉を考察対象とする従来の研究には、国内の政治的権威体系に焦点をあてるもの、国内的諸条件を並列的に考察するもの、連繫政治アプローチをとるもの、政策決定過程論、国家と社会の関係に注目するものなどがある。他方、外交・対外政策の国際的源泉に関する視角を提供してくれる研究には、一国の対外関係は国家を唯一の有効なアクターとする国際システムによって規定されると主張する「国家中心派」、相互依存の深化が国際関係における非国家的、非政府的側面の重要性を増大させたと主張する「相互依存派」のものなどがある。詳しくは、拙稿「中国外交の国内的源泉・国際的源泉(書評論文)」「国際学論集」第一六号(一九八六年一月)。
- (4) 拙稿 *Japan's Postwar Economic Diplomacy with China: Three Decades of Non-governmental Experiences* (Ph. D. Dissertation, The University of Michigan, 1987)。
- (5) 国際秩序としての東アジアにおける「ヤルタ体制」に関して、Akira Iriye, *The Cold War in Asia: A Historical Introduction* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1974), Yonosuke Nagai and Akira Iriye, eds, *The Origins of the Cold War in Asia* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1975), 入江明「日米戦争」中央公論社、一九七八年、永井陽之助「冷戦の起源」中央公論社、一九七八年、中嶋嶺雄「中ソ対立と現代」中央公論社、一九七八年、などのなかに優れた考察がみられる。本稿の「ヤルタ体制」の基本構造、およびその変質に関する議論は、その多くをこれらの先駆的研究に負っている。
- (6) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers* (以下FR), 1945, *The Conference at Malta and Yalta* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1955). 日本語訳は、横田喜三郎・高野雄一編「国際条約集(第五版)」有斐閣、一九八〇年、四〇一頁より。
- (7) 日本がソ連の対日参戦からわずか一週間で降伏したという事実、さらに戦後米ソの間に冷戦が発生したという事実から「逆算」した議論として、アメリカはヤルタにおいてソ連に譲歩し過ぎたという批判が聞かれるが、当時アメリカが対日戦遂

行上の軍事的要請からソ連の対日参戦を必要としていたことは明かであった。たとえば、米英統一参謀本部はヤルタ会談の際、対日戦の終結をドイツ降伏の一八カ月後と見積もっていた。["Report of the Combined Chiefs of Staff to President Roosevelt and Prime Minister Churchill" (February 9, 1945), in *FR, 1945, The Conferences at Malta and Yalta*, p. 830.] 与らた『中国白書』は、満州における日本関東軍の潜在戦力は大きなものとみられており、一九四五年一月一日に予定されていたオリンピック作戦(九州上陸作戦)が開始される前に、ソ連を参戦させて満州の日本軍を満州に閉じ込め日本本土への移動を防止する目的が、作戦上不可欠であったことを指摘している。[U. S. Department of States, *The China White Paper, August 1949* (originally issued as *United States Relations with China, with Special Reference to the Period 1944-1949*) (Stanford: Stanford University Press, 1967), p. 115.] また、四六年三月には、東京を中心とする関東上陸作戦が準備されたことへの想起する必要がある。

- (8) Tang Tsou, *America's Failure in China, 1941-50, Volume 1* (Chicago: The University of Chicago Press, 1963), p. 239.
- (9) 入江『日米戦争』、一五六頁。
- (10) 同書、二六二―二六三頁。
- (11) 同書、七八頁。
- (12) Tang Tsou, *America's Failure in China, 1941-50, Volume 1*, p. 239.
- (13) *FR, 1943, Vol. III, The British Commonwealth, Eastern Europe, The Far East*, (1963), p. 37. Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull, Vol. I*, (New York: The Macmillan Company, 1948), p. 1595.
- (14) 横田・高野編『国際条約集』、四〇一頁。
- (15) 信託統治構想をめぐるアメリカの戦後朝鮮政策に関しては、次の文献が詳しい。小此木政夫「米国の戦後朝鮮構想」、『国際問題』二〇九号(一九七七年八月)。入江『日米戦争』。趙淳昇「韓国分割の国際的背景」、神川彦松・市川正明編著『韓国統一への道』、心情公論社、一九七二年。所収。Soon Sung Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950: An Evaluation of American Responsibility* (Berkeley: University of California Press, 1974)。Bruce Cummings, "American Policy and Korean Liberation," in Frank Baldwin, ed., *Without Parallel: The American-Korean Relationship Since 1945*, (New York: Pantheon Books, 1974)。John Lewis Gaddis, "Korea in American Politics, Strategy, and Diplomacy, 1945-1950," in Nagai and Iriye, eds., *The Origins of the Cold War in Asia*.

- (16) 小此木「米国の戦後朝鮮構想」二五頁。Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950*, pp. 19-20. FR, 1943, *The Conferences at Cairo and Tchernan*, (1961), pp. 399-400.
- (17) FR, 1943, *The Conferences at Cairo and Tchernan*, p. 869. Herbert Feis, *The China Tangle: The American Effort in China from Pearl Harbor to the Marshall Mission* (Princeton: Princeton University Press, 1953), p. 113.
- (18) FR, 1945, *The Conferences at Malia and Yalta*, p. 770.
- (19) Arthur L. Grey, Jr., "The Thirty-eighth Parallel," *Foreign Affairs*, Vol. 29, No. 3, (April 1951), p. 482.
- (20) たぐさば「入江『日米戦争』一六七—一七〇頁、二五八—二六〇頁」。
- (21) 入江『日米戦争』一六五—一六八頁。Cummings, "American Policy and Korean Liberation," pp. 40-46.
- (22) 小此木政夫「朝鮮半島の戦略的価値」『ロッキン評論』一九八号(一九七八年七月)。
- (23) "Inter-Allied Consultation Regarding Korea," FR, 1945, *The Conferences at Malia and Yalta*, pp. 358-361.
- (24) 小此木「米国の戦後朝鮮構想」二八頁。
- (25) "Policy Paper Prepared in the Department of State" (June 22, 1945), FR, 1945, Vol. VI, *The British Commonwealth: The Far East*, (1969), p. 563.
- (26) "The Secretary of War (Stimson) to the President" (July 16, 1945), FR, 1945, Vol. II, *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, (1960), p. 631.
- (27) "Briefing Book Paper" [undated], FR, 1945, Vol. I, *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, (1960), p. 927.
- (28) 朝鮮半島における「三八度線」の設定に関しては、(15)の文献に加えて、小此木政夫「米国の朝鮮政策における冷戦意識の形成」『法學研究』五〇巻六号(一九七七年)を参照。
- (29) "Draft Memorandum to the Joint Chiefs of Staff," FR, 1945, Vol. VI, *The British Commonwealth: The Far East*, p. 1039.
- (30) 神谷不二編集代表『朝鮮問題戦後資料』第一巻一九四五—一九五三、日本国際問題研究所、一九七六年、二四六頁。
- (31) Harry S. Truman, *Memories by Harry S. Truman*, Vol. 2, *Years of Trial and Hope*, (New York: Doubleday and Company, 1955), p. 317.
- (32) "Memorandum by the Secretary of the Joint Chiefs of Staff (MacFarland)—Minutes of Meeting Held at the White

- House on Monday, 18 June 1945 at 15:30," *FR*, 1945, Vol. I, *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, pp. 904-905. "Tripartite Military Meeting, Tuesday, July 24, 1945, 2:30 p. m. — Joint Chiefs of Staff Minutes," *FR*, 1945, Vol. II, *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, p. 352. Harry S. Truman, *The Memories of Harry S. Truman*, Vol. I, *Year of Decisions* (Bungay: Hodden and Stoughton, 1955), p. 311.
- (33) "Draft Memorandum to the Joint Chiefs of Staff," *FR*, 1945, Vol. VI, *The British Commonwealth: The Far East*, p. 1039.
- (34) Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950*, pp. 55-56.
- (35) 柳沢英二郎『戦後国際政治史Ⅰ』現代ジャーナリズム出版会、一九七四年、三四頁。
- (36) 「米英ソ三国モスクワ協定」神谷不二編集代表『朝鮮問題戦後資料』第一巻、二五〇頁。
- (37) "Ambassador Edwin W. Pauley to President Truman" (June 22, 1946), *FR*, 1946, Vol. VIII, *The Far East*, (1971), pp. 706-707.
- (38) "President Truman to Ambassador Edwin W. Pauley, at Paris" (July 16, 1946), *ibid.*, p. 713.
- (39) "Policy for Korea," *ibid.*, p. 697.
- (40) この時期および次節で考察する「ヤルタ体制」崩壊期の日本の戦後処理に関する最近の日本における代表的研究には、次のものがある。石丸和人『戦後日本外交史Ⅰ—米国支配下の日本』三省堂、一九八三年。細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、一九八四年。渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』有斐閣、一九八五年。五百旗頭真『米国の日本占領政策』(上・下二巻)中央公論社、一九八五年。五十嵐武士『対日講和と冷戦』東京大学出版会、一九八六年。渡辺昭夫・宮里政支編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、一九八六年。坂本義和、R・E・ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会、一九八七年。小此木政夫、赤木完爾編『冷戦期の国際政治』慶應通信、一九八七年。升味準之助『日本政治史4—占領改革、自民党支配』東京大学出版会、一九八八年。石井修『冷戦と日米関係』ジャパン・タイムズ社、一九八八年。神谷不二『戦後史の中の日米関係』新潮社、一九八八年。中村隆英編『日本経済史7—「計画化」と「民主化」』岩波書店、一九八九年。
- (41) 五百旗頭『米国の日本占領政策—下』、七〇—二五九頁。
- (42) 三和良一『戦後民主化と経済再建』中村編『日本経済史7—「計画化」と「民主化」』所収。
- (43) 五十嵐『対日講和と冷戦』、六三一—六五頁。

- (44) Iriye, *The Cold War in Asia*, p. 172.
- (45) 石ノ井大次郎 George F. Kennan, *Memoirs 1925-60* (Boston: Little, Brown and Company, 1967), pp. 547-559.
- (46) X, "The Sources of Soviet Conduct," *Foreign Affairs*, Vol. 25, No. 4 (July 1947), pp. 566-582 (p. 575).
- (47) Truman, *Memoirs by Harry S. Truman*, Vol. 2, *Years of Trial and Hope*, pp. 105-108.
- (48) "European Initiative Essential to Economic Recovery: Remarks by the Secretary of State," *Department of State Bulletin*, XVI (June 15, 1947), pp. 1159-1160.
- (49) Louis J. Halle, *The Cold War as History* (London: Chatto & Windus, 1967), 大田華児『歴史学としての冷戦』ナエト出版会、一九七〇年、九四—九五頁。
- (50) 『同書』九九—一〇五頁。
- (51) "Secretary Marshall to the Ambassador in China (Stuart)" (January 12, 1948), in *The China White Paper*, p. 990.
- (52) *The China White Paper*, p. XIV, p. XVI.
- (53) *Ibid.*, pp. XVI-XVII.
- (54) NSC34 "United States Policy Toward China" (October 13, 1948), in Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis, eds., *Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950* (New York: Columbia University Press, 1978), p. 242, p. 246.
- (55) *Ibid.*, pp. 245-247.
- (56) U. S. Congress, Senate, Committee on Foreign Relations, *Military Situation in the Far East, Hearings Held in Executive Session Before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 81st Congress, 1st and 2nd Sessions, on the World Situation*, (Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1974), pp. 1671-1672. Dean Acheson, *Present at the Creation: My Years in the State Department* (New York: W. W. Norton and Company, Inc., 1969), p. 349.
- (57) 永井『冷戦の起源』二四七頁 Iriye, *The Cold War in Asia*, p. 172.
- (58) NSC48/1 "The Position of the United States with Respect to Asia" (December 23, 1949), in Etzold and Gaddis, eds., *Containment: Documents on American Policy and Strategy 1945-1950*, [Source: U. S. Department of Defense, *United States - Vietnam Relations, 1945-1967*, Vol. VIII (Washington: U. S. Government Printing Office, 1971)], p. 264.
- (59) *Ibid.*, pp. 256-257.

- (9) *Ibid.*, pp. 257-258.
- (10) *Ibid.*, p. 256.
- (11) NSC48/2 "The Position of the United States with Respect to Asia" (December 30, 1949), in Etzold and Gaddis, eds., *Containment: Documents on American Policy and Strategy 1945-1950*, p. 269.
- (12) *Ibid.*, pp. 270-271.
- (13) *Ibid.*, pp. 274-275.
- (14) *Ibid.*, pp. 272-273.
- (15) Irye, *The Cold War in Asia*, p. 172.
- (16) *Ibid.*, p. 172.
- (17) "Review of the Position as of 1950: Address by the Secretary of State, January 12, 1950," in U.S. Department of State, *American Foreign Policy, 1950-1955, Basic Documents, Vol. II*, (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1957), pp. 2317-2318.
- (18) *Ibid.*, p. 2317.
- (19) *Ibid.*, p. 2318.
- (20) *Ibid.*, p. 2318.
- (21) *Ibid.*, pp. 2315-2317.
- (22) "Policy Information Paper — Formosa," (Special Guidance, No. 28, December 23, 1949), in *Military Situation in the Far East*, pp. 1667-1669.
- (23) "United States Policy Respecting the Status of Formosa (Taiwan): Statement by the President, January 5, 1950," in *American Foreign Policy, 1950-1955, Basic Documents, Vol. II*, p. 2449.
- (24) Paul Y. Hammond, "NSC68: Prologue to Rearmament," in Warner R. Schilling, Paul Y. Hammond and Glenn H. Snyder, *Strategy, Politics, and Defense Budget* (New York: Columbia University Press, 1962), p. 292, p. 330.
- (25) NSC 68 "United States Objectives and Programs for National Security" (April 14, 1950), in Etzold and Gaddis, eds., *Containment: Documents on American Policy and Strategy 1945-1950*, p. 400, p. 411, p. 432.
- (26) John Lewis Gaddis, "Was Truman Doctor in a Real Turning Point?" *Foreign Affairs*, Vol. 52, No. 2 (January

- 1974), p. 391.
- (87) Hammond, "NSC68: Prologue to Rearmament," p. 371.
- (88) Samuel P. Huntington, *Common Defense: Strategic Problems in National Politics* (New York: Columbia University Press, 1961), p. 52.
- (89) 小此木政夫『朝鮮戦争』中央公論社、一九八六年。小此木政夫「民族解放戦争としての朝鮮戦争」『法学研究』四八巻三号(一九七五年)。Okonogi Masao, "The Domestic Roots of the Korean War," in Nagai and Iriye, eds., *The Origins of the Cold War in Asia*.
- (90) 米ノ共同委員会に關しては、次の文献が詳しい。G. M. McCune and A. L. Grey, *Korea Today* (Cambridge: Harvard University Press, 1950)。林建彦『韓国現代史』至誠堂、一九六六年。
- (91) Truman, *Memories by Harry S. Truman*, Vol. 2, *Years of Trial and Hope*, pp. 343-344.
- (92) "MacArthur's Testimony" (May 5, 1951), *Military Situation in the Far East*, pp. 242-243.
- (93) Gaddis, "Korea in American Politics, Strategy, and Diplomacy, 1945-50," p. 281.
- (94) Report by the Joint Strategic Survey Committee, "United States Assistance to Other Countries from the Standpoint of National Security" (April 29, 1947), *FR, 1947, Vol. I, General: The United Nations* (1973), p. 738.
- (95) 信夫清三郎『朝鮮戦争の勃発』福杜出版、一九六九年、九九一—一〇〇頁。
- (96) 入江『日米戦争』、三三〇頁。
- (97) "United States Assistance to Other Countries from the Standpoint of National Security," *FR, 1947, Vol. I, General: The United Nations*, p. 745.
- (98) Kennan, *Memoirs 1925-50*, p. 359.
- (99) "Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan) to the Under Secretary of State (Lovett)," (August 12, 1947), *FR, 1947, Vol. VI, The Far East* (1972), p. 487.
- (100) この時期のアメリカの対日占領政策の変更に関しは、五十嵐『対日講和と冷戦』に優れた考察がみられる。以下の記述は同書に負うところが大である。
- (101) さの集大成が、PPS10 "Results of Planning Staff Study of Questions Involved in the Japanese Peace Settlement" (October 14, 1947), *FR, 1947, Vol. VI, The Far East*, pp. 537-543.

- (8) PPS28 “Recommendations With Respect to U. S. Policy Toward Japan” (March 25, 1948), *FR, 1948, Vol. VI, The Far East and Australasia* (1974), pp. 691-696. “Explanatory Notes by Mr. George F. Kennan, March 25, 1948.” *ibid.*, p. 713.
- (9) *FR, 1948, Vol. VI, The Far East and Australasia*, p. 853. PPS28/2 “Recommendations With Respect to U. S. Policy Toward Japan” (May 26, 1948), *ibid.*, pp. 775-781.
- (5) NSC13/2 “Report by the National Security Council on Recommendations With Respect to United States Policy Toward Japan” (October 7, 1948), *FR, 1948, Vol. VI, The Far East and Australasia*, pp. 858-862.
- (6) 以下の記述は、渡辺昭夫「講和問題と日本の選択」渡辺・宮里編『サンフランシスコ講和』所収に負う。